第５２号議案

調停について

上記の議案を提出します。

令和４年６月２２日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

東京簡易裁判所に調停の申立てのあった損害賠償請求事件について、調停を成立させるに当たり、議決の必要がある。

調停について

東京簡易裁判所令和３年（交）第７１号損害賠償請求事件について、下記のとおり調停を成立させる。

記

１　当事者

《記載削除》

申立人　《記載削除》

東京都中野区中野四丁目８番１号

相手方　中野区

代表者　中野区長　酒井直人

２　調停条項

⑴　相手方は、申立人に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、既払金（６万１，０００円）のほか、２５５万７，２４０円の支払義務があることを認める。

⑵　相手方は、申立人に対し、⑴の金員を令和４年８月３１日限り、申立人代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。

⑶　申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件交通事故に関し、本調停条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑷　調停費用は各自の負担とする。